

記入例

令和3年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和3年 1月 6日

提出日をご記入ください

押印してください

大阪府泉南郡田尻町長 様

住所	〒598-8588	フリガナ	タジリ タロウ											
	大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	氏名	田尻 太郎 印											
電話番号	072-466-1000	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
		性別	男・女											
		生年月日	明・大 昭 元年 1月 8日											

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）をご記入ください。

住所、氏名、電話番号等をご記入ください

個人番号（マイナンバー）をご記入ください

あなたが支出した地方税法第7条第1項（第8項）に規定する特例による寄附金税額控除の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和3年1月1日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者

(1) 確定申告及び住民税申告の提出が不要な方のみチェックしてください（チェックがない場合は申請できません）

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月

寄附をする自治体数が5団体以下と見込まれる場合のみチェックしてください（チェックがない場合は申請できません）

令和3年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	受付日付印
氏名	田尻 太郎 様	

受付団体名	大阪府泉南郡田尻町
-------	-----------

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。

本制度の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます）。

注意事項

■「ワンストップ特例制度」の適用となる方は、以下の要件にすべて該当する方のみです。
※ひとつでも該当しない場合は、従来どおり確定申告が必要となります。

①寄附先が5団体以下の方

※5団体を超える先に寄附を行った場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

②確定申告等を行う必要がない方

※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

添付書類

■平成28年1月1日からマイナンバー制度が実施され、本申請書に個人番号の記載が必要になりました。これに伴って下記の2つの添付書類が必須となりますので、お忘れのないようお願い致します。

●番号確認用→「個人番号カード裏面」「通知カード（住所・氏名が住民票の記載と一致しているものに限る。）」「個人番号が記載された住民票」の写し
※いずれか1枚で結構です。

●本人確認用→官公署発行の顔写真付き身分証明書の写し（個人番号カード表面・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳等）
※いずれか1枚で結構です。

※「個人番号カード」の写しを添付される場合は、表裏両面が必要です。

その他

①申告特例申請書を提出した後に、医療費控除などや新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。

③ 申告特例申請書を提出した後に、住所や氏名に変更があった場合は、**寄付をした翌年の1月10日までに申告特例申請事項変更届を提出していただく必要があります**ので、田尻町企画人権課(電話 072-466-5019)までご連絡をお願いいたします。変更届出書を送付いたします。

※寄附に関する情報が、寄附をした翌年の1月1日に寄附者が住んでいる市町村に正しく通知されないと、ふるさと納税ワンストップ特例が受けられなくなりますので、お忘れなく変更届を提出してください。

申請書送付先・お問い合わせ先
〒598-8588
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 375-1
田尻町役場 企画人権課 ふるさと納税担当
電話 072-466-5019 FAX 072-466-8725